

## 令和4年第7回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年7月27日  
13時30分～14時15分

会 場 海老名市役所 6階議員全員協議会室

## 令和4年第7回海老名市農業委員会定例総会

令和4年7月27日「令和4年第7回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治      2番 宮基 功      3番 澤地 正典      4番 井上 勝  
5番 鈴木 守      6番 岩壁 正和      7番 三廻部 茂      8番 波多野 寛  
9番 市川 和美      10番 小松 佐一      11番 鈴木 徹      12番 橋本 保  
13番 青木 莊一      14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋      16番 大貫 信夫      17番 重田 政一      18番 西海 正義  
19番 西山 勝敏      20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 田辺 賢司、  
主任主事 榎田 晃

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第34号 引き続き農業を行っている旨の証明について  
日程第3 議案第35号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」  
日程第4 議案第36号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 令和4年度の最適化活動の目標の設定等について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成り立たしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、14番委員、3番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況についてを事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

【議長】 それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
受付番号12について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 こちらは農地法第3条による許可申請について説明させていただきます。

農地法第3条では、農地、または採草放牧地について権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。

受付番号12、申請地は、社家■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■平米になります。譲受人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■さん、譲渡人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■さん、持分■分の■■、■■■■■さん、持分■分の■■で

す。■■■■さんの耕作面積は、■■■■■平米となっております。権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図、写真及び公図は、資料1-1から1-4にございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 ■■さんのお宅は、父と息子さんの2人暮らしであります。以前より、父の■さん、施設に入っております、農作業への従事は無理ということ。もっぱら■■さんが、会社勤務の傍ら従事している状況です。水田については、人に賃貸借しており、家の周りで野菜等を作付している状況です。この3件についても、今回このような状況の中、将来的なことを考え、父所有の農地を■■さん名義にするものです。農機具についてもそれなりにそろっておりますので、特に問題はないと思います。

【議長】 事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 ■■■■さんの農家世帯としての構成員の状況は、■■■■さんご本人だけです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は43年、従事日数は、今、10番委員からもご説明があったとおり、お勤めの傍らやりながら、180日ということで報告を受けております。現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。また、世帯内で共有状況から単独所有に変わるだけであり、耕作者ですとか、耕作の状況に変更はないため、周辺に与える影響はない旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面、どの面から見ても譲受人として問題ないと思われま。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われま。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 昨日、4班の3名、私と7番委員、それと20番委員と事務局で現地確認をいたしました。当該地、3筆ありますけれども、3筆とも農地として良好に維持されておりました。それとあと、周辺に与える影響はないというふうに思われま。

【議長】 それでは、受付番号12について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。19番委員。

【19番委員】 ちょっと確認ですけれども、この土地は生産緑地でしょうか。住宅地内に結構あるので、生産緑地での生前贈与ということになりますか。

【主幹兼係長】 そうです。委員のおっしゃるとおり、生産緑地でございまして、前々回の定例会のときに生産緑地の解除をしたところでございます。

【19番委員】 解除をしたということは、市街化になるということですね。

【主幹兼係長】 そうです。

【19番委員】 分かりました。ありがとうございました。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号12について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第34号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号12について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 引き続き農業を行っている旨の証明について、受付番号12、事務局から説明をいたします。

被相続人は、大谷■■■■■■、■■■■■、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、令和元年7月27日から令和4年7月27日までです。特例農地等の明細ですが、大谷北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、■■■■■平米、ほか■筆です。合計、■■■■■平米でございます。事務局で7月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号12について、質疑のある方。19番委員。

【19番委員】 この被相続人の住所が大谷■■■■■■となっているんですけども、これは相続人の住所と同じところでしょうか。

【主幹兼係長】 相続人の当時の住所になっているんですが、同じ番地でございます。

【19番委員】 ということは、書くときは、被相続人がまだ丁目変更になっていないときはその番号で住所を書くということになりますか。

分かりました。ありがとうございました。

【議 長】 そのほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号12について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第35号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。本日付議されている計画案は3件です。そのうち、37、38の2件は借り手が同じですので、一括して審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず、受付番号36について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生









■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■■平米、ほか■筆です。現地の案内図、写真及び公図は、資料２－１、２－２をご覧ください。

事務局で７月１２日に現地確認をしたところ、写真のとおり、農地として管理がされております。また、買取り申出事由発生者の■■■■さんと■■■さんですが、令和４年の農家台帳において、経営主として登載がされておりました。これらから、この証明の発行につきまして問題ないと思われれます。

【議長】 それでは、受付番号２について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号２について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書１０ページ、６．そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（１）農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号６について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の３者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしておりますが、本件については、既に資材の仮置場として使用しておりますので、報告させていただきます。

現地の案内図、写真及び公図は、資料３－１、３－２をご覧ください。

受付番号６、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記



ものでございます。

では、資料をご覧ください。令和4年度最適化活動の目標の設定等でございます。A4で左側にホチキスが止めてあります別紙様式1と書かれたものでございます。こちらをご覧くださいながら説明をさせていただきます。

では、最初のページにお戻りください。1ページ目でございます。大きい数字1、農業委員会の状況というところは、こちらの内容につきましては、主に※印のところに書いてありますが、国が行っている各種統計等の調査情報に基づく数字が記載されておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。全体として可能なうちの直近の数字を表すようになっております。

では、1枚おめくりください。今度、大きな数字で2、最適化活動の目標でございます。国の考え方においては、農家減少の折から、農業を主なりわいとする農家が規模を拡大して効率的で採算の取れるような経営を行う農業者が担うべきで、その効率的な経営を行う農業者へ農地を集積していく必要があるというふうに考えております。また、そのような農業者は基本的に認定農業者の認定を受けているものであるとも考えられているようです。海老名市では、ここで言う担い手の定義に当てはまるのは認定農業者のみとなっております。

①の現状及び課題の表の集積面積ですけれども、こちらは認定農業者、現在、53経営体ありますが、その認定農業者の市内の耕作面積のことで、現在、合計99ヘクタールでございました。この面積が100ヘクタールになるように②で目標を立てております。

②の目標ですが、昨年までは、翌年の目標をその都度立てておりましたが、今年の様式から目標年度を設定するようになりました。この目標については、各地域の農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努め、定めた場合は公表するとされており、海老名市では平成28年12月定めて公表している次第です。定めた当時と状況が変わり、農地面積等は減っておりますが、当時の指針の中で、令和6年までの集積目標が19.51%のため、四捨五入し、20%としております。指針を

いまだ定めていない市町村は、県の指針に従い、30%にするやに聞いておりますが、30%達成というのなかなか厳しい数字であるため、達成できなかった場合には是正化報告をする必要があることや、海老名市の場合には指針を既に定めていること、指針の変更には改めて審議が必要であることなどから、令和6年までの指針が既にあるということで、こちらの案件を勘案しまして、農業委員会にも相談して、当時の目標のままということにさせていただいております。

次、(2)遊休農地の解消は、昨年から緑区分、黄区分という区分けになり、その後初めての目標設定のため、策定方法も暫定的で、もともと遊休農地として把握している面積が少ないため、1ヘクタールという数字になっております。

右側のページにお移りください。(3)新規参入の促進をご覧ください。全国的には新規農業者や農業以外の法人の参入も積極的に促進して、何とか農地を維持しようという動きがあります。海老名市では令和2年新しく農業に参入した方は2名でした。今後も農業支援センター等と情報共有をしながら新規就農のサポートをしていく必要があると思われま

す。その下、大きな2、最適化活動の活動目標でございます。この部分が今までと大きく変わった部分でございます。国は、委員の活動日数や強化月間の時期を定め、遊休農地の解消や新規就農相談などを目標設定し、公表するよう求めています。今回は、令和3年度に農業委員会が行った農地パトロールの時期や農業まつりなどの機会に年金相談受付などもしておりますことから、そのような機会を相談の日と置き換えて計画いたしました。

以上が令和4年度の最適化活動の目標の設定についてでございます。

**【議長】** 質疑のある方。19番委員。

**【19番委員】** 農地の集積の件なんですけれども、田んぼに関しては結構委託でやられている方が多いんですが、これは要は集積の契約をしていない人が多いんじゃないかと思うんですけれども、どうなんでしょう。もっとパーセンテージが上がるんじゃないかと思うんですが。

**【主幹兼係長】** 農業委員会で把握しているのは利用集積を確実にしてい

数字となっているのですけれども、認定農業者さんから報告を上げていただいているときには、いわゆる相対でやっている部分を入れてくださっている方もいれば、そうじゃない方もいるというところで、そういう相対で既にやっていらっしゃるようなところを掘り返していくと、パーセンテージがもう少し上がるかもしれないというところがございます。

【19番委員】 田んぼの委託に関しては、もっと集積の契約をするような形に進めることはできないのでしょうか。

【主幹兼係長】 事務局のほうとしましては、そういうご相談ですとか、何かあったときには、利用集積を進めているような次第です。

【事務局長】 私のほうから補足させていただきます。

先月も確か19番委員から似たような感じのご質問があったかと思うのですが、確かに数字だけを追い求めれば、今ご提案いただいた、内々にでも知らせてくださいみたいな形で数字を集めることも、やり方によってはできるんじゃないかと思うのですけれども、4月の総会の際に、私が説明した中で申し上げたとおり、農地法に基づかない権利の設定とか、この場合は基盤法なのですけれども、基盤法に基づかない権利の設定というのは、当事者の中だけ有効で、対抗力がないと、農地法ははっきり無効と書いているので、無効な数字を集積率を上げるために集めるのもちょっとどうなのかなという部分もありまして、事務局としてはやっています。ただ、今、事務局から説明があったように、認定農業者から上がってくる数字の中で、そういった部分まで含めて、対抗力のない部分まで含めて数字で報告してくる部分はあると。法定されている部分よりも数字が少し上がっている部分はもともとあるのではないかというふうに推定はしております。

【議長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

【19番委員】 はい。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、本案については了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。



法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書13ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年6月1日から6月30日までの間に届出がされたものです。受付番号14の1件で、田、0平米、畑、233.58平米です。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和4年6月1日から6月30日までの間に届出がされたものです。受付番号25から26までの2件で、田、0平米、畑、276平米、合計、276平米です。これらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告します。

【議長】 それでは、一括して質疑をお受けいたします。質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは。

【事務局長】 ありません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

長時間、ありがとうございました。

= 了 =